

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公告する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

## 第1 申請の時期及び方法

平成29年度経営規模等評価日程表により指定した日及び会場において、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を受けるものとする。

## 第2 提出書類及び提示書類

### 1 提出書類

- (1) 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（規則別記様式第25号の11）
- (2) 工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高（規則様式第25号の11別紙1）
- (3) 技術職員名簿（規則様式第25号の11別紙2）
- (4) その他審査項目（社会性等）（規則様式第25号の11別紙3）
- (5) 経営状況分析結果通知書（規則別記様式第25号の10）（総合評定値を請求の場合）
- (6) 審査手数料収入証紙貼付書
- (7) 利益額計算表、工事種類別完成工事高計算表及び工事種類別元請完成工事高計算表（必要な場合）
- (8) 有価証券報告書（写）若しくは監査証明書（写）、会計参与報告書（写）又は「経理処理の適正を確認した旨の書類」（必要な場合）
- (9) 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（必要な場合）
- (10) 建設機械の保有状況一覧表（必要な場合）
- (11) 国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面（写）（必要な場合）
- (12) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（原本）（必要な場合）
- (13) 工事経歴書（必要な場合）

### 2 提示書類

- (1) 建設業許可申請書（控）及び変更届出書（控）
- (2) 事業年度終了後提出の変更届出書（控）
- (3) 審査対象事業年度に係る消費税納税証明書（その1）及び税務申告書類（控）
- (4) 総勘定元帳
- (5) 工事経歴書記載の契約関係書類（写）（元請工事及び下請工事を問わず工事種類別に上位10件）
- (6) 前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（控）
- (7) 契約後V Eにより契約額が減額となったことを証明する書類
- (8) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）又は雇用保険被保険者証（公共職業安定所長発行のもの）（写）及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）又は健康保険証（写）（後期高齢者医療制度対象者は当該被保険者証（写））

- (9) 審査基準日の属する年度に係る源泉徴収簿又は賃金台帳
- (10) 技術職員名簿（規則別記様式第25号の11別紙2）に記載した職員の資格検定合格証等の写し
- (11) 職員名簿
- (12) 審査基準日の属する年度に係る労働保険概算確定保険料申告書及び領収証書
- (13) 審査基準日の属する月に係る健康保険及び厚生年金保険の領収証書
- (14) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）
- (15) 中小企業退職金共済制度の加入証明書、特定退職金共済団体制度の加入証明書、労働基準監督署の受付印のある就業規則、審査基準日の属する月に係る厚生年金基金の領収証書、適格退職年金契約書及び協定書、企業年金基金の発行する加入証明書、資産管理運用機関の発行する加入証明書又は確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
- (16) （公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の加入証明書、労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入証明書
- (17) 再生手続又は更生手続の手続終結の決定を受けたことを証する書類
- (18) 国、地方公共団体等との防災協定（写）（加入している団体が防災協定を締結している場合は併せて当該団体への加入を証明する書類）
- (19) 公認会計士、会計士補若しくは税理士の資格者証（写）又は登録経理試験若しくは建設業経理事務士の合格証（写）
- (20) 直前2期分の有価証券報告書
- (21) 建設機械の売買契約書（写）又はリース契約書（写）及び特定自主検査記録表（写）、移動式クレーン検査証（写）、自動車検査証（写）
- (22) 法人番号の確認書類

### 第3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料

#### 1 手数料

- (1) 経営規模等評価の申請に係る手数料は、8,100円に審査対象建設業1種類につき2,300円として計算した額を加算した額
- (2) 総合評定値の請求に係る手数料は、400円に審査対象建設業1種類につき200円として計算した額を加算した額

#### 2 納付方法

静岡県収入証紙を審査手数料証紙貼付書に貼付の上、提出すること。

### 第4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

規則別記様式第25号の12により、申請者宛て郵送する。

### 第5 この公告に関する問い合わせ先

静岡県交通基盤部建設業課許可班

静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3058